

# 平成27年度 事業報告

## I 業務に関する事項

### 1. コンプライアンス体制確立プログラムに基づく特別事業

「コンプライアンス体制確立プログラム」は、平成23年1月の商先法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止及び会員のビジネスモデル（相手方及び方法）の多様化といった諸情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、第109回理事会（平成24年9月26日開催）において決定したものであり、本年度も引き続き以下の諸施策を実施した。

#### (1) コンプライアンス体制の確立

コンプライアンス・リスクが高いと判断される業務については、その適切性を確認するためのモニタリングが重要であることから、社内管理体制を有効に機能させる上で重要な要素となるモニタリング体制に着目し、個人顧客を対象とした対面取引を取り扱う会員に対して、昨年度の8社に引き続き、モニタリングの実施体制に関する確認監査を会員16社に対して実施した。

#### (2) 外務員の資質向上

##### ① 外務員教育用教材の制作と発刊

計算問題を中心とした「コモディティハンドブック（副読本）」を6月に、外務員資格試験用テキストとして用いてきた「入門先物市場」の内容を大幅に見直した改訂版として「入門商品デリバティブ」を10月に、それぞれ発刊した。

なお、これらの外務員教育用教材の発刊に伴い、外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした「外務員用シラバス（手引書）」を見直し、修正版を2月に発刊した。

##### ② 会員の社内研修への講師の派遣

会員の法令遵守に関する社内研修の実施に当たり、会員の要請に応じて本会事務局職員を講師として派遣しているが、本年度はその実績はなかった。

#### (3) 協会事業の展開

##### ① 未取引の苦情が発生した場合の会員に対する指導

「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」（平成23年1月26日理事会決定）により、相談センターに商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの、以下「未取引の苦情」という。）の申出があった場合、会員の営業部門、管理部門の責任者及び関与した外務員本人から直ちにヒアリングを実施し、事実関係を確認した上で効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行ってきた。

その後、未取引の苦情に関与した外務員には、商品取引契約の締結に係る勧誘行為を5営業日の間自粛するよう求めている。

本年度は、1件の未取引の苦情が発生し、当該外務員に5営業日の間自粛を求め、併せて会員1社に対して指導を実施した。

## ② 苦情・紛争が多い会員への指導

相談センターに申出のあった苦情、紛争並びに本会に報告のあった商品取引事故及び自社受付の苦情に係る件数を踏まえ、「コンプライアンス体制確立プログラム」及び商品先物取引業務に関する規則第19条に基づき、原因の究明及び改善措置に関する報告を要請した会員1社に対し、当該報告後に発生した商品取引事故及び自社受付の苦情の内容に鑑み、報告のあった改善措置の実効性を高め、更なる徹底を図ることにより、苦情等の再発防止に万全を期すよう指導した。

## ③ 会員の実務の改善に結びつく情報提供の充実

トラブル防止のための情報として提供している「相談（問い合わせ）状況通知書」、「苦情処理状況通知書」に加えて、本年度から「事例紹介」を作成し、あっせん・調停委員からどのような指摘を受けて解決に至ったのかなどの情報の提供に努めた。

なお、本プログラムに掲げた課題については、平成24年から3年間取り組んできたところであり、今後は、本プログラムの実践と経験を踏まえて本会の日常的な事業活動において取り組むこととし、本プログラムを廃止することについて、第68回自主規制委員会（11月17日開催）の審議を経て、第136回理事会（11月25日開催）において承認された。

## 2. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、不招請勧誘規制の見直しに係る省令及び監督指針の改正が6月1日に施行されるのに伴い、その遵守に必要な事項を補足するため、「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の一部を改正した。また、これに関連して、主務省の提示した「包括的な委託者保護策の全体像」の中の「悪質な外務員の排除」に対応するため、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」、「会員等の役員使用人に関する規則」、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び「外務員資格試験等規則」等の一部を改正し、併せて「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則」を制定した。

その他、会員に対する指導や監査、会員の企業情報の開示等の事業、違反等行為を行った役員使用人等に対する処分を行った。

### (1) 自主規制ルールの整備

#### ① 商品先物取引業務に関する規則の一部改正

##### ㊦ 商品先物取引業務に関する規則第15条（個人情報保護関連）

本会では、平成17年4月1日からの個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の全面施行に伴い、会員が同法上の個人情報取扱業者として同法の遵守を求められることから、会員の顧客情報の取扱等に係る指針として「個人情報保護ガイドライン」を同年1月20日に制定するとともに、受託等業務に関する規則（現：商品先物取引業務に関する規則、以下「規則」という。）において、会員は同法及び本ガイドラインに従って必要な措置を講じなければならない旨の規定を新設し、同年4月1日から施行した。

主務省においても、個人情報保護法の完全施行に先立ち、それぞれ農林水産分野、経済産業分野のガイドラインを策定、公表し、その後も必要に応じて改正してきた。また、10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）についても、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」が公表された。

このような法環境の下で、会員は、個人情報保護法及び番号法を遵守するため、主務省等の示した各種ガイドライン等を踏まえて社内体制を整備していることに鑑み、本会の「個人情報保護ガイドライン」は所期の目的を果たしたと判断し、規則第15条を改正して本ガイドラインに換えて番号法を位置付けることとし、第68回自主規制委員会（11月17日開催）の審議を経て、第136回理事会（11月25日開催）において決定し、12月1日から施行した。

##### ㊧ 商品先物取引業務に関する規則第18条（電子取引に係る社内規則の制定関連）

本会では、電子取引を扱っている会員が増えていることに鑑み、当該取引の信頼性等を確保することにより委託者の保護を図るとの観点から、会員が取り組むべき事項や留

意点を記載した「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」（以下「電子取引ガイドライン」という。）を平成18年11月16日に制定するとともに、規則において、会員は電子取引ガイドラインを踏まえて適合性原則等の基準や管理体制についての社内規則を制定しなければならない旨の改正を行い、平成19年2月1日から施行した。

その後、平成19年9月30日に施行された改正省令において、電子取引とは、「電子情報組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（略））を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合」と規定され、法令上の位置付けが明確となった。また、平成23年1月7日に制定された監督指針において、システムリスクの管理体制やインターネット等を介した説明、理解の確認等に関して整備すべき社内管理体制に関する留意事項等が示された。

また、平成23年1月の商先法の完全施行によって本会の会員構成も変化し、電子取引を扱っている会員の多くは金融商品取引業者として金融商品と併せて商品デリバティブ取引を提供する業務形態となっており、本電子取引ガイドラインを踏まえる旨の規定を継続することは適当でないことから、規則第18条を改正して当該箇所を削除することとし、第68回自主規制委員会（11月17日開催）の審議を経て、第136回理事会（11月25日開催）において決定し、12月1日から施行した。

## ② 不都合行為者制度の見直し

平成27年1月23日に公表された省令及び監督指針の改正に関連して、主務省から「包括的な委託者保護策の全体像」が示され、自主規制で対応すべき事項として、「悪質な外務員の排除（永久追放）」が掲げられた。

不都合行為者制度については、処分対象者の外務員登録を取り消した場合に5年間の不都合行為者と決定していたが、外務員登録の有無にかかわらず不都合行為者として取り扱うことにより業界の信頼性を向上させることを目的とし、第64回自主規制委員会（4月14日開催）において、本会の不都合行為者制度の見直しについての方向性を検討した。

そして、以下の基本的な枠組みにより、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」、「会員等の役員使用人に関する規則」、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び「外務員資格試験等規則」等の一部を改正し、また、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則」を制定することとし、第65回自主規制委員会（5月19日開催）及び第25回外務員登録等資格委員会（5月25日開催）の審議を経て、第133回理事会（5月27日開催）において決定し、6月1日から施行した。

⑦ 不都合行為者を「一級不都合行為者」と「二級不都合行為者」に区分し、「一級不都合行為者」は「商品先物取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者」とし、採用禁止又は外務員としての就業禁止を無期限とする。一方、「二級不都合行為者」はその他の者とし、従来と同様に採用禁止又は外務員としての就業禁止を5年

間とする。

① 「本会の実施する外務員登録資格試験に合格したもの」等とする登録外務員の資格要件を取り消し、その受験資格を「一級不都合行為者」は無期限に、「二級不都合行為者」は決定の日から5年間認めない。

⑦ 法令上の処分（外務員の登録取消し、職務の停止）の手続きは行政手続法とし、自主規制上の処分（不都合行為者、外務員の職務の禁止）は、行政手続法に準じた「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則」を新たに制定した。

**③ 「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の一部改正（不招請勧誘規制の見直し関連）**

平成27年1月23日に公表された省令及び監督指針の改正を踏まえ、省令第102条の2第2号及び第3号に定める不招請勧誘禁止の例外について、会員が遵守するために必要となる事項を自主規制において補足する観点から、「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」に「不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項」を新設し、省令及び監督指針の求める勧誘過程における諸手続きや顧客から徴収する各種書面の記載項目のほか、アラート機能の具体的内容等を定めるとともに、各種書面の参考様式を示すこととし、第64回自主規制委員会（4月14日開催）の審議を経て、第133回理事会（5月27日開催）において決定し、6月1日から施行した。

また、6月12日、省令第102条の2第2号及び第3号に基づく勧誘に関する会員向けの説明会を開催し、主務省がQ&Aを、東商取が受託契約準則（特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例）を、本会が自主規制ルール（留意事項、不都合行為者制度等）をそれぞれ説明した（会員34社73名）。

なお、アラート機能におけるアラートを発する基準について見直す必要が生じたため、再度「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」を改正することとし、第66回自主規制委員会（7月21日開催）の審議を経て、第134回理事会（7月29日開催）において決定し、8月1日から施行した。

**④ 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正**

「退職給付に関する会計基準」が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されること等により、注記事項等の記載内容に変更があった。

これに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第64回自主規制委員会（4月14日開催）の審議を経て、第132回理事会（4月22日開催）において改正を行った。

**⑤ 商品先物取引業における経理処理の手引きの見直し**

会員実務担当者向けの業務マニュアルとして作成した「商品先物取引業における経理処

理の手引き」について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）及び「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第27号）が適用されることに伴い、記載内容の修正等の見直しを行い、3月15日に会員に提供した。

## (2) 会員の企業情報の開示

平成27年3月期の年次開示資料については、7月31日と8月18日の2回に分けて本会Webサイトに掲載（9月期決算の会員は、2月1日に掲載）し、平成26年3月期のものと併せて2期分（平成25年度終了後に入会した会員は、平成27年3月期分のみ）を開示した。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更や新規入会に伴い、随時その提出を求め、昨年度に引き続き本会Webサイトに掲載して開示した。

なお、弁護士等から本会に対してなされた平成26年3月期前や脱退会員等の本会Webサイトに未掲載の年次開示資料等の開示請求は4件（延べ5社分）であり、本会で対応可能と判断したものについては、所定の手続きに則ってその請求に応じた。

## (3) 会員に対する監査等の実施状況

商品先物取引業を廃止する2社に対して、商品取引事故等の処理状況を確認するための監査（実地1社、書面1社）を実施した。

## (4) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、法令違反を理由とする主務省の行政処分に関連して、次のとおり綱紀委員会において審議し、32名に対して処分等を行った。

また、処分を受けた役員使用人等の役職名、処分の内容、処分した理由、在籍会員名等を他の会員に周知するとともに、本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて処分の内容に応じ6か月間もしくは1年間掲載した。

① 第37回綱紀委員会（7月16日開催）及び第38回綱紀委員会（書面審議、8月27日開催）において、再勧誘や損失補てんに係る事後の約束等を行ったとして会員から届出のあった対象者について審議し、6名に対し処分等を行った。

② 第39回綱紀委員会（10月27日開催）及び第40回綱紀委員会（書面審議、11月30日開催）において、断定的判断の提供や再勧誘、誤解の生じる表示等を行ったとして会員から届出のあった対象者について審議し、18名に対し処分等を行った。

③ 第41回綱紀委員会（12月7日開催）及び第42回綱紀委員会（書面審議、1月14日開催）において、断定的判断の提供や再勧誘、両建取引の勧誘等を行ったとして会員から届出のあった対象者について審議し、8名に対し処分等を行った。

**(5) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営**

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（平成27年4月分解決の5月報告から平成28年3月分解決の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が195件、様式第3号が100件であった。

**(6) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理**

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

### 3. 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情、紛争の解決に係る事業では、顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの対応、苦情処理、あっせん又は調停による紛争仲介に取り組んでいるところであるが、近年の苦情、紛争件数の減少に対応して、単に苦情、紛争の解決を図るだけでなく、会員に対して、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

#### (1) 相談（問い合わせ）の受付状況

##### ① 問い合わせの受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	228	240
国内取引	(202)	(202)
外国取引	(2)	(7)
店頭取引	(24)	(31)
元会員等に関するもの	28	37
その他	103	143
合 計	359	420

※「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員等で社名が判明した件数であり、「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務の廃止等ですでに会員等でない社であって社名が判明した件数である。

問い合わせの受付件数は359件で、昨年度（平成26年度）の420件と比べて61件（14.5%）の減少となった。

内訳をみると、現会員等に関するものは228件（63.5%）、元会員等に関するものは28件（7.8%）、その他（会員等の社名が判明しないもの、FX取引等の商品先物取引業以外の取引及び外務員の照会などの取引に直接関係しないもの等）は103件（28.7%）であった。

また、外国取引に関するものは2件（昨年度7件）、店頭取引に関するものは24件（同31件）となり、それぞれ昨年度から減少した。

##### ② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	本年度	昨年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 58 (16.2%)	① 51 (12.1%)
勧誘に関するもの	② 28 (7.8%)	④ 27 (6.4%)
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	③ 24 (6.7%)	② 31 (7.4%)
売買に関するもの	④ 22 (6.1%)	⑤ 18 (4.3%)
FX（外国為替証拠金）取引に関するもの	⑤ 18 (5.0%)	② 31 (7.4%)
インターネット取引について	⑥ 15 (4.2%)	－ 10 (2.4%)
手仕舞（決済・仕切り）について	⑥ 15 (4.2%)	－ 9 (2.1%)
上記以外の内容に関する問い合わせ	179 (49.9%)	243 (57.8%)
合 計	359 (100.0%)	420 (100.0%)

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

## (2) 苦情の受付及び処理の状況

### ① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	17	16
外国取引	0	0
店頭取引	1	1
合 計	18	17

苦情の受付件数は18件であり、昨年度の17件に比べて1件（5.9%）の増加となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、国内取引に関するものが17件、店頭取引に関するものが1件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが2件あった。

### ② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	14 (77.8%)	13 (76.5%)
一任売買類型	1 ( 5.6%)	1 ( 5.9%)
無断売買類型	0 ( 0.0%)	2 (11.8%)
過当売買類型	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
仕切回避類型	0 ( 0.0%)	1 ( 5.9%)
返還遅延類型	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
連絡不備類型	1 ( 5.6%)	0 ( 0.0%)
そ の 他	2 (11.1%)	0 ( 0.0%)
合 計	18 (100.0%)	17 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情の18件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が14件で最も多かった。件数は昨年度より1件増加したものの、全体に占める割合は昨年度の76.5%とほぼ同じの77.8%であった。

### ③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解 決	3 (16.7%)	4 (23.5%)
取下げ	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
打切り	9 (50.0%)	10 (58.8%)
処理中	6 (33.3%)	3 (17.6%)
合 計	18 (100.0%)	17 (100.0%)

苦情18件のうち、解決と打切りを合わせた12件（66.7%）が本年度内に処理を終了した。

### (3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

#### ① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	24 (17)	21 (11)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	0 (0)
合 計	24 (17)	21 (11)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は24件であり、昨年度の21件に比べて3件（14.3%）の増加となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが3件あった。

#### ② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	19 (79.2%)	13	18 (85.7%)	11
一任売買類型	2 (8.3%)	1	1 (4.8%)	0
無断売買類型	0 (0.0%)	0	1 (4.8%)	0
過当売買類型	2 (8.3%)	2	0 (0.0%)	0
仕切回避類型	0 (0.0%)	0	1 (4.8%)	0
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	1 (4.2%)	1	0 (0.0%)	0
合 計	24 (100.0%)	17	21 (100.0%)	11

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型では、不当勧誘類型が24件中19件と全体の79.2%を占めた。

#### ③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解 決	7 (29.2%)	5	5 (23.8%)	1
取下げ	1 (4.2%)	1	1 (4.8%)	0
打切り	9 (37.5%)	6	5 (23.8%)	3
処理中	7 (29.2%)	5	10 (47.6%)	7
合 計	24 (100.0%)	17	21 (100.0%)	11

紛争仲介24件のうち、解決、取下げ、打切りを合わせた17件（70.8%）が「あっせん」手続きにより本年度内に処理を終了した。

また、昨年度に申し出のあった21件のうち処理中は10件あったが、このすべてが本年度中に処理が終了（解決7件、取下げ1件、打切り2件）した。この10件のうち9件が「あっせん」手続きにより、1件が「調停」手続きにより処理された。

#### (4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

##### ① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	18	17
紛争仲介直接申出	17	11
合 計	35	28

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに紛争仲介へ直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したもの（以下「苦情等」という。）の件数は35件であり、昨年度の28件に比べ7件（25.0%）の増加となった。

これを商品デリバティブ取引別でみると、国内取引に関するものが34件、店頭取引に関するものが1件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが3件あった。

##### ② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	27 (77.1%)	24 (85.7%)
一任売買類型	2 (5.7%)	1 (3.6%)
無断売買類型	0 (0.0%)	2 (7.1%)
過当売買類型	2 (5.7%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	0 (0.0%)	1 (3.6%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	1 (2.9%)	0 (0.0%)
そ の 他	3 (8.6%)	0 (0.0%)
合 計	35 (100.0%)	28 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の35件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型の27件で最も多かった。昨年度より3件増加したものの、全体に占める割合は85.7%から77.1%に減少した。

##### ③ 苦情等申出人（35名）の属性及び申出の契機

申出人の性別をみると、男性が29人（82.9%）、女性が6人（17.1%）で、男性の比率は昨年度（89.3%）より6.4%減少した。

申出人の商品デリバティブ取引経験の有無をみると、経験者が8人（22.9%）でその比率は昨年度（28.6%）より5.7%減少した。

申出人の年齢を年代別にみると、多い順に40歳代が10人（28.6%）、70歳代が7人（20.0%）、60歳代が6人（17.1%）、30歳代及び50歳代が各5人（14.3%）、80歳代が2人（5.7%）であった。昨年度との比較では、40歳代の比率が21.4%から28.6%に増加したものの、昨年度最も多かった60歳代の比率は28.6%から17.1%に減少した。

申出人の職業別にみると、無職が11人（31.4%）と最も多く、次いで会社役員が9人

(25.7%)、自営業者7人(20.0%)、その他が5人(14.3%)、会社員が2人(5.7%)、団体職員が1人(2.9%)の順となっており、昨年度との比較では、無職が2人(7.1%)から11人(31.4%)に増加した一方、昨年度最も多かった自営業者が10人(37.5%)から7人(20.0%)に減少した。

申出の契機別にみると、多い順に「インターネットを見て」「消費者センター等からの紹介」が各6人(17.1%)と最も多く、次いで「契約締結前交付書面等を見て」「その他」が各5人(14.3%)、「弁護士からの紹介」「知人」が各4人(11.4%)、「主務省からの紹介」が3人(8.6%)、不明が2人(5.7%)となっており、昨年度と比較すると「消費者センター等からの紹介」が3人(10.7%)から6人(17.1%)に増加し、「インターネットを見て」と並んで最も多かった。

#### (5) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停について、省令第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

#### (6) 会員への情報提供

##### ① 苦情処理状況等

苦情の受付及び処理状況について、苦情処理規則に基づき、「苦情処理状況通知」として会員に書面により周知した。

(当期に係わりのあった会員数)

平成26年度 下半期(10月～3月)分	4月10日実施	(3社)
平成27年度 上半期(4月～9月)分	10月13日実施	(8社)

##### ② 相談(問い合わせ)状況

相談の対象となった会員等に対する受付件数及び相談内容の通知について、本年度から従来の2か月毎を3か月毎に変更した。また、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に書面により周知した。

平成26年度2月・3月受付分	(4月20日実施)
平成27年度4月・5月・6月受付分	(7月15日実施)
平成27年度7月・8月・9月受付分	(10月14日実施)
平成27年度10月・11月・12月受付分	(1月18日実施)

##### ③ 苦情処理及び紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、苦情、紛争の申出内容及び処理結果等を「2014年度(平成26年度)事例紹介」として会員専用ページにおいて周知した。

事例紹介 6月10日実施 (苦情2件、紛争仲介10件)

#### ④ 紛争仲介制度の周知

不招請勧誘規制の見直しに伴い改正された監督指針において、事業者は「全ての新規顧客に対して自主規制機関の行う紛争仲介制度の周知を徹底する」旨が新たに記載されたことから、会員等が自社のビジネスモデルに応じて適切に対応できるよう、5月27日に「日本商品先物取引協会が実施している紛争仲介制度の周知」により、ビジネスモデル別に徹底する方法等を会員専用ページにおいて周知した。

#### (7) 投資家等に対する情報提供

##### ① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会で受け付けた相談の概要、苦情及び紛争の処理状況について、毎月集計を行い、適宜、本会Webサイトに掲載した。

また、本会による苦情の解決及びあっせん・調停による紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2014年度（平成26年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

##### ② Webサイトによる相談等受付

利用者の利便性を向上させることを目的として、平成25年6月3日より開始した本会Webサイトによる相談、苦情等の受付は、本年度は13件であった。

##### ③ Webサイトの充実

投資家の理解力の向上、トラブルの未然防止を目的として、国内取引、店頭商品CFD取引及び外国取引の仕組み、特徴及びリスク等に関する情報を掲載しているが、本年度は国内取引の特徴、リスク管理や情報収集の重要性等に関する情報の充実を図るとともに、不招請勧誘規制の見直しに伴い内容を改めた。

#### (8) 消費者相談関係機関との情報交換等

下記のとおり消費者相談関係機関との情報交換等を行った。

	会議等名	主催
7月17日	市町村消費生活相談員研修会	茨城県消費生活センター
10月30日	情報交換	独立行政法人国民生活センター
11月 2日	情報交換	東京都消費生活総合センター
1月29日	消費生活相談員研修会	独立行政法人国民生活センター

#### 4. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

主務大臣からの委任事務である外務員登録に係る事業では、新規登録者数が2,911名、登録更新者数が472名、登録抹消者数が2,249名であった。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員等の利便性に寄与するため平成24年度に導入したコンピュータ方式を引き続き円滑に実施した。

研修に係る事業では、コンプライアンス体制確立プログラムに基づき、日商協ゼミナールを開催し、外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する基礎的な知識の習得とそのリニューアルを図った。

##### (1) 外務員の登録

本年3月末の登録者数は32,465名であり、前年同末の31,803名から662名の増加となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

〔本年度外務員登録状況〕

(単位：人)

	合計	うち国内取引	うち仲介業者
登録者数	2,911	280	40
登録更新者数	472	471	0
登録抹消者数	2,249	416	59
年度末外務員数	32,465	2,141	168

##### (2) 外務員登録資格試験の実施

受験者の利便性を考慮し、全国各地で受験可能なコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も引き続き円滑に実施した。資格試験の延べ受験者数は455名であり、昨年度の492名より37名減少した。

〔本年度外務員登録資格試験実施状況〕

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	146	114	78.1%
5 月 度	101	84	83.2%
6 月 度	25	20	80.0%
7 月 度	35	27	77.1%
8 月 度	22	17	77.3%
9 月 度	11	8	72.7%
10 月 度	11	6	54.5%
11 月 度	35	17	48.6%
12 月 度	10	7	70.0%
1 月 度	25	12	48.0%
2 月 度	23	11	47.8%
3 月 度	11	6	54.5%
計	455	329	72.3%

### (3) 登録更新講習の実施

登録更新講習も資格試験と同様にコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も円滑に実施した。

更新講習の受講者数は470名であり、修了者数も同じであった。そのうち、更新のための修了者は433名、再登録のための修了者は37名であった。

なお、昨年度と比較では、受講者数が43名、修了者数が43名、更新者が54名とそれぞれ増加したが、再登録者は11名の減少となった。

[本年度更新講習実施状況]

(単位：人)

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	86	86	83	3
5 月 度	33	33	30	3
6 月 度	25	25	21	4
7 月 度	35	35	33	2
8 月 度	25	25	25	0
9 月 度	26	26	25	1
10 月 度	25	25	20	5
11 月 度	44	44	42	2
12 月 度	28	28	25	3
1 月 度	21	21	14	7
2 月 度	66	66	66	0
3 月 度	56	56	49	7
計	470	470	433	37

### (4) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年開催しているものであり、本年度も「2016年春に向けての金市場および為替動向をよむ（11月20日）」「2016年春に向けての内外経済とマーケットは…（11月27日）」のテーマで計2回実施し、延べ48名の役職員が受講した。

### (5) 外務員教育用教材の制作等

#### ① 外務員教育用教材「コモディティハンドブック（副読本）」の発刊

外務員が日々の業務の中で活用でき、かつ、外務員自身が自学自習できるよう、計算問題を中心とした「コモディティハンドブック（副読本）」を6月に発刊し、会員に案内を行った。

#### ② 外務員資格試験用テキスト「入門商品デリバティブ」の発刊

昨今のデリバティブ市場の拡大・発展に伴い、外務員資格試験用テキストとして用いてきた「入門先物市場」の内容を大幅に見直し、「取引コスト」と「リスク」の削減という

視点から商品デリバティブ取引の仕組みを基本から丁寧に解説した「入門商品デリバティブ」として改訂し、10月に発刊した。

### ③ 外務員用シラバス（手引書）の修正

外務員登録資格試験を受験するに際して自学自習することができ、より試験に取り組みやすくするため、また、外務員に求められる知識水準の持続的な向上を図るため、外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書（シラバス）について、外務員教育用教材「コモディティハンドブック（副読本）」及び外務員資格試験用テキスト「入門商品デリバティブ」の発刊に伴い、新しく設けられた章などに対応した修正を行うこととし、第26回外務員登録等資格委員会（2月17日開催）において決定し、2月に会員に案内を行った。

### (6) 外務員の登録更新の特例

外務員登録の更新を迎える者が多いなどコンピュータ方式による登録更新講習の受講が困難な事情がある会員について、社内研修を実施した場合にその結果を本会に報告するなどの要件の基に、社内研修の受講修了者を登録更新の特例として認めることとし、「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則を改正し、併せて同細則第4条第2項に規定する社内研修等の実施に係る実施要領を制定することとし、第26回外務員登録等資格委員会（2月17日開催）において決定し、平成28年4月1日から施行した。

### (7) 内部管理責任者制度の創設

6月1日に施行された不招請勧誘規制を緩和した改正省令に関する検討段階からの様々な議論を踏まえると、会員の内部管理体制については、取り扱う商品デリバティブ取引の種類のほか、取引の相手方が個人であるか法人であるか、勧誘や取引の受注方法が登録外務員によるかネットによるか等のビジネスモデルの実態に即して常に問題を拾い上げ、対処していくことが必要となっていることから、第66回（7月21日開催）及び第67回（9月9日開催）の自主規制委員会において、内部管理責任者制度の創設について検討した。また、10月22日と23日、会員のビジネスモデル別に制度設計（案）に関する説明会を開催した（会員47社94名）。

そして、会員が自社のビジネスモデルに応じて内部管理体制を整備・運用するとの基本的な考え方の基で、内部管理責任者制度においてその標準化を図ることにより、商品先物取引を取り巻く諸事情の変化に対応した内部管理体制の向上を目指し、会員の内部管理責任者等に関する規則及び「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則を制定することとし、第68回自主規制委員会（11月17日開催）の審議を経て、第136回理事会（11月25日開催）において決定した。

#### ① 制度設計の基本的な考え方

㊦ 会員は内部管理総括責任者を任命するとともに、自社の組織状況及び取扱業務量等を勘案して営業単位を定め、内部管理責任者を任命、配置する。

- ① 個人顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務については、当該営業単位ごとに内部管理責任者に加え、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置する。
- ② 内部管理総括責任者
  - ㊦ 内部管理を担当する取締役又はこれに準ずる者とする。
  - ① その責務は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、役員又は使用人に対して法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備・運用に努めなければならない。
- ③ 内部管理責任者及び営業責任者（以下「内部管理責任者等」という。）
  - ㊦ 資格要件は、本会が実施する「内部管理責任者等資格研修」の受講修了者とし、その受講要件は本会が行う外務員登録を受けている者又は金融先物取引業協会「内部管理責任者資格試験」等の合格者のいずれかとする。
  - ① 内部管理責任者の責務は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が法令諸規則に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監視する等適切な内部管理を行わなければならない。
  - ㊦ 営業責任者の責務は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。
- ④ 内部管理責任者等の資格要件に関する規則等の施行時期  
会員が本制度に適合した内部管理体制を構築するための、また、本会が資格研修制度を構築するための期間を考慮し、平成28年7月1日から施行する。ただし、内部管理責任者等の資格要件に関する規定は、資格研修実施の関係もあって平成29年1月1日から施行する。

## 5. 広報等に係る事業

### (1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。本年度における本会Webサイトの総訪問件数は148,587件であり、昨年度（132,889件）より15,698件増加した。

#### ① 投資家向けコンテンツの充実

投資家の理解力の向上、トラブルの未然防止を目的として、国内取引、店頭商品CFD取引及び外国取引の仕組み、特徴及びリスク等に関する情報を本会Webサイトに掲載しているが、本年度は国内取引の特徴、リスク管理や情報収集の重要性等に関する情報の充実に図るとともに、不招請勧誘規制の見直しに伴い内容を改めた。

また、登録外務員数、苦情・相談等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

#### ② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、6月、10月、1月に会報を作成し、本会Webサイトに掲載した。

#### ③ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。

#### ④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会Webサイトに掲載した。

### (2) 報道関係への対応

#### ① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計3回開催した。

#### ② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計37回発行した。

## II 総務に関する事項

### 1. 本年度の事業計画・収支予算及び会費

#### (1) 事業計画

平成 27 年度は、6 月 1 日より施行される改正省令の下で会員の行う商品先物取引業務が適正に行われ、苦情等の件数を一段と低水準とするため、会員が省令等で要請される内部管理等の体制を構築し、円滑な運営を確保できるよう必要な自主規制ルールを整備する必要がある。このように自主規制機関に求められる社会的役割は不変であることから、商品先物取引業界の経営環境は引き続き厳しい状況下であるものの、本年度も①商品デリバティブ取引の社会的信頼性の向上、会員のコンプライアンス向上の支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定を基本方針に事業計画を作成し、第 28 回臨時総会（平成 27 年 3 月 18 日開催）において決定した。

事業計画は次のとおり。

#### 1. 自主規制に係る事業

##### (1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 商品先物取引法施行規則等の改正に対応した自主規制ルールの整備
- ② 商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえた自主規制ルールの整備

##### (2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 商品先物取引法施行規則等の改正に対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた調査、指導
- ② 苦情及び紛争の発生状況を踏まえた会員に対する改善指導
- ③ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- ④ 「コンプライアンス体制確立プログラム」に基づく、商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の維持、確立に向けた指導

##### (3) 会員の監査

- ① 社内監査の実施体制及び社内管理体制等に関する調査、監査の実施
- ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- ③ 会員の商品先物取引業務に関する監査の実施
- ④ 会員の財務、経理に関する調査、監査の実施

##### (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

##### (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

#### 2. 苦情・紛争の解決に係る事業

##### (1) 顧客等からの苦情の迅速な解決

##### (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営

- ① 紛争仲介業務の迅速な実施
- ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施

- ③ ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

### 3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録等の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
  - ① 試験問題の見直し
  - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
  - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
  - ② 外務員等の教育教材の制作
  - ③ 内部管理責任者制度の創設
  - ④ 不都合行為者制度及び関連する外務員処分制度の見直し

### 4. 広報等に係る事業

- (1) 協会Webサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
  - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
  - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
  - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
  - ④ マスコミ報道機関等への情報提供
- (4) 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引業協会との連絡、調整

## (2) 当初収支予算及び会費

### ① 当初収支予算

本年度の当初収支予算は、事業計画を的確かつ効率的に推進し、また、中期的な協会運営の安定を図りつつ自主規制団体としての重要な役割を果たすための予算を策定した。

当初収支予算の規模は、収支同額の373,492千円（前年予算353,701千円）とし、本年度の会費必要額は、総支出額から手数料収入9,160千円、東商取ビルに移転したことに伴う敷金・保証金戻入収入等23,833千円、前期繰越額50,499千円を引いた290,000千円（前年度と同額）とした。

### ② 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成23年6月15日施行、以下「会費の支払い方法について」という。）に基づき算出した。

本年度の会費額の算出条件は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 49社
- ・会費必要額 2.9億円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額1.5億円、比例会費対象額1.4億円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,061,200円（1.5億円÷49社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費（計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額 (1.4億円)
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (35,426,755千円 ※3)		

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各会員からの平成26年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。なお、年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額で算出する。

### (3) 変更収支予算

平成28年度の会費必要額を決定するためには、昨年度からの繰越額が必要となるため、仮決算的に本年度の変更収支予算を作成した。第69回総務委員会（2月16日開催）で検討を行い、第138回理事会（2月24日開催）の審議を経て、第29回臨時総会（3月16日開催）において承認された。

#### ① 収入

当初収支予算の事業活動収入の合計は299,160千円であったが、年度途中で1社の入会があったこと、また、受講受験料収入等の増加により3,627千円の増となったものの、3社の脱退（うち1社は吸収分割による事業承継）があったため、変更予算では298,488千円となった。

#### ② 支出

本年度の予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた。その結果、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算340,180千円のところ、変更収支予算では299,169千円となり、4,100万円ほどの削減となった。

投資活動収入は、旧ビルからの敷金や、東商取から移転に伴う支援金を受け入れたこと、加盟していた全国商品取引業厚生年金基金が解散の認可を受けるため、必要な最低責任準備金仮納付時の不足見込額を解散時特別掛金として徴収していたところ、最終的に過剰額の還付があったことから、31,516千円となった。

投資活動支出は、退職給付引当金及び全国商品取引業厚生年金基金からの還付額全額を運営準備積立資産にそれぞれ積み増しを行い、取得支出を合せて43,973千円とした。また、

財務活動支出はリース債務支出を行った。

### ③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は13,469千円のマイナスとなり、平成26年度からの繰越収支差額68,314千円を加味すると次期繰越収支差額は54,845千円となった。

## 2. 協会運営の合理化等

### (1) 定款の施行に関する規則の一部改正

次の2項目について定款の施行に関する規則を改正することとし、第66回総務委員会（5月11日開催）の審議を経て、第133回理事会（5月27日開催）において決定し、即日施行した。

① 平成26年7月1日に施行された改正省令で第82条第1項第9号が新設され、「商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回った場合」には主務大臣に届出書を提出しなければならなくなったことから、本会にも同様の届出を行うこととした。

② 本会が定款、諸規程及び諸規則を制定又は改廃した後、その内容及び施行日を会員に周知する旨の特段の定めはなかったが、会員にとって社内体制の整備などに影響を及ぼすケースがあることから、その決議がなされたときは直ちに書面又は電磁的方法により会員に通知することとした。

### (2) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」への対応

1月1日から完全施行された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく協会内の体制整備を行うとともに、会員向けにも同法に関する必要な情報を発信し、9月8日には外部の専門家を招いて「番号法施行と実務的課題（マイナンバー制度）に係る説明会」を開催した（会員36社89名）。

## 3. 役員・委員会委員の異動

### (1) 役員の異動

本年度の役員の異動は次のとおりであった。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	浅見英紀	㈱みずほ銀行	新任	H27. 4. 1
理事	江崎格	会員外	辞任	H27. 6. 30
理事	濱田隆道	会員外	新任	H27. 7. 29
理事	浅見英紀	㈱みずほ銀行	辞任	H28. 3. 31

### (2) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会については、4月7日に任期満了に伴う新たな委嘱を行った。

委員会名		氏名	事由	年月日
自主規制委員会	委員	二田水 伸輔	新任	H27. 4. 1
	委員	澤田 純	辞任	H27. 5. 12
	委員	増田 潤治	新任	H27. 12. 18
	委員	二田水 伸輔	辞任	H28. 3. 31
総務委員会	委員	渡邊 謙	新任	H27. 4. 1
	委員	古田 省三	辞任	H27. 5. 12
	委員	古田 省三	新任	H27. 12. 18
	委員	渡邊 謙	辞任	H28. 3. 31
規律委員会	委員	江崎 格	辞任	H27. 6. 30
	委員	濱田 隆道	新任	H27. 7. 29
綱紀委員会	委員	古田 省三	辞任	H27. 5. 12
	委員	依田 年晃	新任	H27. 7. 29
	委員	山中 教史	辞任	H27. 10. 13
あっせん・調停委員会	委員	饗庭 靖之	再任	H27. 4. 7
	委員	石山 卓磨	再任	H27. 4. 7
	委員	大宮 正	再任	H27. 4. 7
	委員	小林 孝一	再任	H27. 4. 7
	委員	小宮山 澄枝	再任	H27. 4. 7
	委員	高井 康行	再任	H27. 4. 7
	委員	高木 賢	再任	H27. 4. 7
	委員	畑中 鐵丸	再任	H27. 4. 7
	委員	平出 まや	再任	H27. 4. 7
	委員	八代 徹也	再任	H27. 4. 7
	委員	山崎 宏征	再任	H27. 4. 7
	委員	吉野 高	再任	H27. 4. 7
	委員	大場 民男	再任	H27. 4. 7
	委員	川原 誠	再任	H27. 4. 7
	委員	鈴木 和明	再任	H27. 4. 7
	委員	西川 正志	再任	H27. 4. 7
	委員	平野 曜二	再任	H27. 4. 7
	委員	石橋 伸子	再任	H27. 4. 7
	委員	上原理子	再任	H27. 4. 7
	委員	土谷 明	再任	H27. 4. 7
委員	法常 格	再任	H27. 4. 7	
委員	播磨 政明	再任	H27. 4. 7	
委員	若林 正伸	再任	H27. 4. 7	
外務員登録等資格委員会	委員長	河内 隆史	再任	H27. 4. 7
	副委員長	池本 正純	再任	H27. 4. 7
	委員	石山 卓磨	再任	H27. 4. 7
	委員	宇佐美 洋	再任	H27. 4. 7
	委員	小林 孝一	再任	H27. 4. 7
	委員	野田 博	再任	H27. 4. 7
	委員	山田 廣己	再任	H27. 4. 7

#### 4. 会員の異動

年度当初の本会の会員は49社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は47社となった。

##### (1) 加 入

会 員 名	会員代表者名	年月日
(株) カーギル ジャパン	大 島 林太郎	H28. 2. 16

##### (2) 脱 退

会 員 名	事 由	年月日
F X C M ジャパン証券(株)	商品先物取引業の廃止	H27. 5. 11
(株) 共 和 ト ラ ス ト	商品先物取引業の廃止	H27. 9. 30
日 本 ユ ニ コ ム (株)	日産センチュリー証券(株)に対する 商品先物取引業の全部承継	H28. 2. 8

##### (3) 商号の変更

新商号	旧商号	年月日
サクソバンク証券(株)	サクソバンクFX証券(株)	H28. 2. 1
日 産 証 券 (株)	日産センチュリー証券(株)	H28. 2. 8

##### (4) 会員代表者の変更

会員名	新代表者名	旧代表者名	年月日
新 日 本 商 品 (株)	堀川貢司	中村鉄太郎	H27. 4. 1
フジフューチャーズ(株)	別府圭一	有宗良治	H27. 6. 5
第 一 商 品 (株)	落岩邦俊	山中教史	H27. 10. 1
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	ギョーム・ビュアチェル	篠塚 真	H27. 10. 1
カネツ商事(株)	塩飽 誠	齊藤美知男	H27. 11. 2
日産センチュリー証券(株)	二家勝明	二家英彰	H28. 1. 12
東 岳 証 券 (株)	犬嶋 隆	猪首秀明	H28. 2. 19